普通預金（決済用）に関する特約の新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます）と普通預金（決済用）取引を行う場合は、預金口座取引一般規定、普通預金規定、BUSINESS ACCOUNT 規定、SOHO ACCOUNT 規定、その他別途定める各取引規定（以下「各取引規定等」といいます）に加え、下記特約についても確認し、同意したものとして取り扱います。	PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）と普通預金（決済用）取引を行う場合は、預金口座取引一般規定、普通預金規定、BUSINESS ACCOUNT 規定、その他別途定める各取引規定（以下「各取引規定等」といいます。）に加え、下記特約についても確認し、同意したものとして取り扱います。
第 1 条 普通預金（決済用）の定義 本特約における「普通預金（決済用）」とは、本特約の適用を受けて預金金利が無利息となった各種普通預金の総称を指すものとします。（各種普通預金とは、普通預金、BUSINESS ACCOUNT、SOHO ACCOUNT 等。以下「有利息型普通預金」といいます。）	第 1 条（普通預金（決済用）の定義） 本特約における「普通預金（決済用）」とは、本特約の適用を受けて預金金利が無利息となった各種普通預金の総称を指すものとします。（各種普通預金とは、普通預金、BUSINESS ACCOUNT 等を指し、以下「有利息型普通預金」といいます。）
第 2 条 普通預金（決済用）への切り替え （略）	第 2 条（普通預金（決済用）への切り替え） （略）
第 3 条 有利息型普通預金への切り替え （略）	第 3 条（有利息型普通預金への切り替え） （略）
第 4 条 重複申込等の取り扱い （略）	第 4 条（重複申込等の取り扱い） （略）
第 5 条 預金利息の取り扱い （略）	第 5 条（預金利息の取り扱い） （略）
第 6 条 本特約の解約 （略）	第 6 条（本特約の解約） （略）

旧	新
第７条_規定の準用 （略） 第８条_本特約の変更 （略） 以上 【2021 年４月５日】	第７条_(規定の準用)_ （略） 第８条_(本特約の変更)_ （略） 以上 【2025 年４月 10 日】

施行日：2025 年４月 10 日